

【一般競争入札】一者応札・応募等事案フォローアップ票(令和3年度第4・四半期分/1件)

法人名	物質・材料研究機構		
案件番号	1		
入札及び契約方式	一般競争入札		
契約の件名及び数量	並木地区 消防設備不具合修理他作業〔役務〕		
契約締結日	令和4年2月8日		
契約の相手方の商号又は名称等	新生ビルテック株式会社 北関東支店		
入札経緯及び結果	入札公告	令和4年1月 5日	
	証明書等〆切	令和4年1月25日	
	開札	令和4年2月 8日(履行期間:R4. 3. 30迄)	
一者応札・応募等の改善取組内容	改善項目	状況	具体的な取組内容
	①仕様書の見直し等	○	契約予定価格が800万円未満の案件については調達室で審査を実施済み。
	②業務等準備期間の十分な確保	○	応札者にとって、履行開始までに十分な準備期間が確保できるように努めた。
	③公告期間の見直し	○	一般競争入札案件について、公告日から受領期限まで20日以上を確保済み。
	④公告周知方法の改善	○	入札公告の構内掲示、一部の調達予定情報をHPで公表(文科省所管の他の7法人、及びつくば研究支援センター、つくば商工会のHPへのリンクを含む)及び調達情報メールマガジンを希望する者に配信、を措置済み。
	⑤電子入札システムの導入	○	平成23年3月に導入済み。
	⑥業者等からの聴き取り(辞退書の受領を含む)	○	仕様書を受領したものの、入札に参加しなかった業者に辞退書の提出を求めた。
⑦競争参加資格の拡大	○	政府調達案件を除く全ての案件について、応札に必要な競争参加資格の等級制限を撤廃済み。	
法人における事後点検の結果講ずることとした措置	一者応札・応募改善の取組は、現在、対応可能な方策は全て実施した。		
契約監視委員会のコメント	法人における改善取組はほぼ実施されているが、要求仕様を満たせる業者が他に存在する可能性が大きいと思われるため、更なる参加資格要件の緩和、仕様書の記載内容の改善等により、他者の応札可能性の拡大を図ることが必要(改善策は十分となっているものを含む)。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)	要求仕様を満たす業者が一者に限られたため一者応札となった。今般開始した「調達情報メールマガジン」の配信による入札情報の展開拡充を進める。また、複数応札による競争の可能性を排除しない仕様等の設定に引き続き取り組む。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員	契約監視委員会全委員による合議		

【特例随意契約】 一者見積事案フォローアップ票(令和3年度第4・四半期分/2件)

法人名	物質・材料研究機構	物質・材料研究機構			
案件番号	1	2			
入札及び契約方式	特例随意契約	特例随意契約			
契約の件名及び数量	電動グリッパ付き6軸人協働ロボット〔物品〕	ポータブル電気化学測定システム〔物品〕			
契約締結日	令和4年1月5日	令和4年1月14日			
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社豊通マシナリー	株式会社東陽テクニカ			
入札経緯及び結果	公開見積競争公告 令和3年12月15日 見積書等×切 令和3年12月22日 (履行期間:R4. 3. 31迄)	公開見積競争公告 令和3年12月20日 見積書等×切 令和4年 1月 5日 (履行期間:R4. 3. 31迄)			
一者応募等の改善取組内容	改善項目	状況	具体的な取組内容	状況	具体的な取組内容
	①仕様書の見直し等	○	契約予定価格が800万円未満の案件については調達室で審査を実施済み。	○	契約予定価格が800万円未満の案件については調達室で審査を実施済み。
	②業務等準備期間の十分な確保	○	応募者にとって、履行開始までに十分な準備期間が確保できるように努めた。	○	応募者にとって、履行開始までに十分な準備期間が確保できるように努めた。
	③公告期間の見直し	○	公開見積競争案件について、公告日から見積書等の提出期限まで7日以上を確保済み。	○	公開見積競争案件について、公告日から見積書等の提出期限まで7日以上を確保済み。
	④公告周知方法の改善	○	公開見積競争公告の構内掲示、一部の調達予定情報をHPで公表(文科省所管の他の7法人、及びつくば研究支援センター、つくば商工会のHPへのリンクを含む)及び調達情報メールマガジンを希望する者に配信、を措置済み。	○	公開見積競争公告の構内掲示、一部の調達予定情報をHPで公表(文科省所管の他の7法人、及びつくば研究支援センター、つくば商工会のHPへのリンクを含む)及び調達情報メールマガジンを希望する者に配信、を措置済み。
	⑤電子入札システムの導入	○	平成23年3月に導入済み。	○	平成23年3月に導入済み。
	⑥業者等からの聴き取り(辞退書の受領を含む)	○	仕様書を受領したものの、競争に参加しなかった業者に辞退書の提出を求めた。	—	他に仕様書を受領者が無かったため。
	⑦応募可能業者への声掛け	○	想定業者以外で履行可能と思われる業者への声掛けを実施。	○	想定業者以外で履行可能と思われる業者への声掛けを実施。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置	一者応募改善の取組は、現在、対応可能な方策は全て実施した。		一者応募改善の取組は、現在、対応可能な方策は全て実施した。		
契約監視委員会のコメント	業務内容の特性上、履行可能な者は極めて狭い範囲に限定されざるを得ないため一者応募となったと思われるが、仕様書等の受領者数が複数者存在したことから競争性がある程度確保されていると判断する		法人における改善取組はほぼ実施されているが、要求仕様を満たせる業者が他に存在する可能性が大きいと思われるため、更なる参加資格要件の緩和、仕様書の記載内容の改善等により、他者の応札可能性の拡大を図ることが必要(改善策は十分となっているものを含む)。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)	引き続きこれまでの取り組みを実施するとともに、複数応募による競争が図れるよう仕様書の精査などにより一層の改善に取り組むこととする。		要求仕様を満たす業者が一者に限られたため一者応募となった。今般開始した「調達情報メールマガジン」の配信による入札情報の展開拡充を進める。また、複数応札による競争の可能性を排除しない仕様等の設定に引き続き取り組む。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員	契約監視委員会委員全員による合議		契約監視委員会委員全員による合議		